

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
○農協改革 ・本年度末を目途に抜本的な改革の方向を取りまとめ ・独占禁止法の適用除外の問題について検討	農林水産省 公正取引委員会	(事項/施策のうち、1点目「本年度末を目途に抜本的な改革の方向を取りまとめ」については、農林水産省が担当。)		・農協組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図る。	・農協組織が農業分野における公正な競争を阻害するものとなっていないか検証し、その結果を踏まえ、平成15年度中に基本的方向について結論を得る。

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
(科学技術・ベンチャー) ○ 商法改正により、ストックオプション制度について、付与対象事業者の拡大、付与上限の撤廃、決議事項の簡素化等の弾力化を行う。	法務省	13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。			
(司法制度・経済法制) ○ 会社法制の整備のため、商法改正法案(株主総会のIT化、ストックオプション制度改善)を提出する。	法務省	13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。			
(司法制度・経済法制) ○ 会社法制の抜本的見直しのため、商法改正法案(会社の機関、計算、株式等)を提出する。	法務省	14年5月22日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、15年4月1日から施行される。			

<p>(司法制度・経済法制) ○ 平成15年の通常国会までに民事執行手続関連法の改正法案を提出する。</p> <p>(規制改革(都市再生)) ○ 抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について、現行短期貸借借制度の廃止を基本とした検討を含めた見直し関係法案を国会に提出。</p>	法務省	「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。			
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>(不良債権処理) (司法制度・経済法制) ○ 平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く)を提出する。 ○ 関係府省の協力を得ることにより、当初の予定を繰り上げ、平成15年中を目途に破産法、会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。</p>	法務省	14年12月6日に「会社更生法」が成立し、15年4月1日から施行する。		・破産法の見直し。	平成15年末までに所要の法律案を国会に提出する予定。
<p>(科学技術・ベンチャー) ○ 商法改正により、ストックオプション制度について、付与対象事業者の拡大、付与上限の撤廃、決議事項の簡素化等の弾力化を行う。</p>	法務省	13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。			

<p>(司法制度・経済法制) ○ 会社法制の整備のため、商法改正法案(株主総会のIT化、ストックオプション制度改善)を提出する。</p>	<p>法務省</p>	<p>13年11月21日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、14年4月1日から施行された。</p>			
<p>(IT) ○ 既存集合住宅に関するIT化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示するほか、新築集合住宅に関するIT化標準を策定する。</p>	<p>法務省 総務省 国土交通省 経済産業省</p>	<p>平成14年7月19日に、国土交通省が、新築及び既存の共同住宅を対象とした「インターネットアクセス円滑化に向けた共同住宅の情報化標準」、「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る合意形成マニュアル」及び「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る技術指針」を公表した。法務省としても、共同住宅情報化標準策定調査委員会に参加し、「既存共同住宅のインターネット接続環境の整備に係る合意形成マニュアル」の策定等に対する協力を行った。</p>	<p>・ 共同住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化に資することが見込まれる。</p>	<p>・ 措置済み</p>	
<p>(IT) 港湾におけるワンストップサービス(NACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化)のため、システム開発、関連システムの整備等(2003年度実現を目標)の推進を図る。</p>	<p>法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。 平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所で、船会社、船舶代理店等利用者への関係省府合同による説明会を実施した。</p>	<p>船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステムの概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成した。</p>	<p>シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある。 システムについて、より一層の理解を得え、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 関連システム間の接続試験を実施予定。 ②平成15年末 平成15年7月中(目標)の運用開始後、その成果等の評価を行う予定。 ③それ以降 上記評価等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>

<p>(司法制度・経済法制) ○ 会社法制の抜本的見直しのため、商法改正法案(会社の機関、計算、株式等)を提出する。</p>	<p>法務省</p>	<p>14年5月22日に「商法等の一部を改正する法律」が成立し、15年4月1日から施行される。</p>			
<p>(司法制度・経済法制) ○ 平成15年の通常国会までに民事執行手続関連法の改正法案を提出する。</p> <p>(規制改革(都市再生)) ○ 抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について、現行短期貸借制度の廃止を基本とした検討を含めた見直し関係法案を国会に提出。</p>	<p>法務省</p>	<p>「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案」を第156回国会に提出。</p>			

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
(3) 経営力戦略 (起業の促進・廃業における障害の除去) 最低資本金制度の特例の創設	経済産業省	株式会社および有限会社に係る最低資本金の制限の特例を定める新事業創出促進法の一部改正の成立(経済産業省所管・155回臨時国会)	新事業創出促進法の一部改正は、平成15年2月1日より施行。		
(3) 経営力戦略 (起業の促進・廃業における障害の除去) 会社設立・事業再編手続の特例の創設	経済産業省	会社設立・事業再編の迅速化・円滑化のための商法等の特例を定める産業活力再生特別措置法の一部改正法律案の本通常国会への提出(経済産業省所管・156回通常国会)			
ホ. その他の制度改革					
(1) 人間力戦略 (挑戦者支援) 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省は連携して、平成14年度から、情報通信環境の高度化、地域コミュニティ形成、ビジネス環境整備、就業条件の確保等を通じて、テレワーク・SOHOなど多様な働き方を支援する。	法務省	・ 共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限る、4分の3以上の特別多数決議を必要とすること等を改正内容とする「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第140号、平成14年12月11日公布)が成立し、平成15年6月上旬までに施行される予定。	・ 既存マンションへの光ファイバーの敷設工事等を、共用部分の形状又は効用の著しい変更を伴わない方法によって実施することにより、費用の多寡にかかわらず、過半数の賛成で実施できることになり、光ファイバーの敷設工事が円滑に実施されることが見込まれる。	・ 措置済み	

<p>(2) 技術力戦略 (知的財産権の保護・活用) 我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>法務省 文化庁 経済産業省</p>	<p>法務省としては、民事基本法を所管する立場から、文化庁が所管する著作権法及び経済産業省が所管する不正競争防止法の損害賠償制度の見直し等の作業に、必要に応じて、協力を行ってきた。</p>			<p>法務省としては、今後も、著作権法や不正競争防止法等の知財法の見直し作業に協力を行っていく。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (知的財産権の保護・活用) 我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>法務省</p>	<p>知的財産に係る紛争処理手段の選択肢を幅広く提供する観点から、裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化等につき、日本弁護士連合会に対し、適宜、情報提供中である。</p>		<p>今後も日本弁護士連合会に情報を提供する。</p>	<p>①から③それぞれの時期において、政府の取組み等、裁判外紛争処理(ADR)機関の機能強化・活性化等の観点から、有為な情報の提供を行う。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (知的財産権の保護・活用) 知的財産権の保護・活用 知的財産戦略大綱に基づき、特許権等に関する訴えの管轄を集中させるなど迅速かつ的確な司法制度の在り方について集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>法務省</p>	<p>・特許権等に関する訴訟の第1審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所の管轄に専属化するための法律案を今通常国会に提出</p>	<p>・東京地方裁判所及び大阪地方裁判所並びに東京高等裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させることができる。</p>		

<p>(2) 技術力戦略 (知的財産権の保護・活用) ライセンサーが倒産した場合に対抗要件を備えたライセンサーを保護する。</p>	<p>法務省</p>	<p>法制審議会倒産法部会において検討中。</p>		<p>・破産法の見直し。</p>	<p>平成15年末までに所要の法律案を国会に提出する予定。</p>
<p>(3) 経営力戦略 (企業・産業の再編, 経営のあり方) 平成15年中に破産法, 平成14年中に会社更生法等の倒産法制を見直す。</p>	<p>法務省</p>	<p>会社更生法は措置済。</p>	<p>会社更生法は4月施行予定。</p>	<p>・破産法の見直し。</p>	<p>平成15年末までに所要の法律案を国会に提出する予定。</p>
<p>・・・関係府省は連携して、平成15年度のできる限り早期に輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス(シングルウィンドウ化)を実現する。</p>	<p>法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>輸出入・港湾関連手続きのシングルウィンドウ化については、平成15年7月中の運用開始を目標に関係府省と連携、協力しつつ、鋭意システム開発作業中。</p> <p>平成14年10月から11月にかけて、全国6箇所、船会社、船舶代理店等利用者への関係府省合同による説明会を実施した。</p>	<p>船会社、船舶代理店等、民間事業者に対しシステムの概要についての理解を深め運用開始時における利用拡大の素地を形成した。</p>	<p>シングルウィンドウ化の円滑な導入に向け、関連システム間の接続試験を入念に行う必要がある。</p> <p>システムについて、より一層の理解を得え、多くの方に利用してもらうために、具体的な利用方法等の説明会を実施する必要がある。</p>	<p>①第156回国会会期末 関連システム間の接続試験を実施予定。</p> <p>②平成15年末 平成15年7月中(目標)の運用開始後、その成果等の検証を行う予定。</p> <p>③それ以降 上記検証等を踏まえつつ、見直しが必要なものについては、適宜、措置していく予定。</p>

<p>関係府省は、海外の高度人材を活用する観点から、戦略的分野の技術者の入国、就労、勉学、研修、居住等に係る環境を改善する。</p>	<p>法務省</p>	<p>平成13年12月より、技術の在留資格について、法務省告示で定める内外の情報処理に関する試験の合格者等について学歴・経験要件を問わないこととする特例措置を講じているところ、経済産業省が推進している情報処理技術者資格の国際標準化施策により、我が国の情報処理技術者試験と相互認証された情報処理技術に関するフィリピン及びベトナムの試験について、関係省庁と協議し、また、本年2月から3月にかけてパブリック・コメントを実施するなど、法務省告示への追加に係る検討作業を実施しているところである。</p>	<p>外国人情報処理技術者の受入れ促進という政府の「e-Japan重点計画」を踏まえ、入国要件緩和措置の作業が進展している。</p>	<p>パブリック・コメントの結果等を踏まえ、フィリピン及びベトナムの試験について、告示への追加の適否の検討。</p>	<p>①第156回国国会期末フィリピン及びベトナムの試験について、検討の結果適当と認められる場合は、平成15年4月中を目途に告示に追加する予定。 ②平成15年末引き続き経済産業省が行っている相互認証の進展を踏まえ、新たに相互認証された資格等のうち適当と認められるものについて告示への追加を検討する予定。 ③それ以降 ②に同じ。</p>
		<p>夏季休暇期間等を利用して本邦企業での実習活動（インターンシップ）を行う外国人学生の入国に際しては、原則として、その実習活動により当該学生の在籍する大学の単位が取得できることを前提としてしているところ、当該活動を行おうとしている外国人学生の受入れを促進するために現行の規制を緩和するべく、告示の改正等を検討中。</p>	<p>本措置により外国人学生を円滑かつ適正に受け入れるための方策の検討。</p>	<p>①第156回国国会期末課題の検討 ②平成15年末課題の検討を踏まえ、告示の改正案の検討 ③それ以降 ②の検討を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p>	

A. 産業競争力の強化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ. その他の制度改革					
<p>(2) 技術力戦略 (知的財産の保護・活用) 我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・流通・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	外務省	平成14年12月国際知的財産フォーラムとの官民合同訪中団に外務省より経済局参事官他が参加。中国中央政府及び地方政府に対し、知的財産政策及びエンフォースメントに関する要請等を行った。	日中双方のマスコミにより報道されたことにより、両国において、中国における知的財産権制度の運用改善及び同問題に対する我が国による重視の姿勢を広く周知することが出来た。	中国等において我が国の知的財産権を侵害する物品が多く製造され、流通している。	今後も引き続きこれらの取組を積極的に展開。
<p>(4) 産業発掘戦略 (技術革新が拓く21世紀の新たな需要) 総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続の電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>		<p>(旅券関連手続のオンライン化) ・業務フローの調査研究結果を基に、一部都道府県において、電子自治体推進パイロット事業等と連携の上、実証実験を実施。</p>	<p>・申請者側については、出頭回数の軽減に伴う時間や交通費負担等の抑制及び公的個人認証サービスを利用することによる住民票の提出の省略などが期待できる。官側については、業務を平準化させるなどの効果が期待できる。</p>	<p>・手続きの簡素化、事務の合理化等運用に向けて柔軟に対応する必要がある。</p>	<p>①一部都道府県において、電子自治体推進パイロット事業等と連携の上、平成15年2月に実証実験を実施し、報告書を3月に作成。 ②平成15年末までに最終的な実証実験を行う。 ③平成16年第1四半期に、本格運用システムを調達し一部都道府県において運用を開始する予定。以降、都道府県における各種IT基盤の整備状況により、順次、都道府県において運用を開始する予定。</p>

<p>(4) 産業発掘戦略 (観光産業の活性化・休暇の長期連続化) 国土交通省は、関係府省と協力して、平成14年度から、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築し、個性ある日本の文化、自然環境などの国際PRや、地域の特性、創意工夫を活かした観光地づくりを推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>訪日観光客の増加は、対日理解の促進のみならず、産業、雇用の観点からも重要であり、これまでも、外務省は、国土交通省等関係各方面と協力を図りつつ、在外公館国際交流基金等を通じて、我が国の文化伝統や豊かな観光資源を紹介する様々な活動を積極的に行ってきた。その具体的手段は、以下のとおり。</p> <p>1. 広報資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物資料（我が国の文化・観光等を紹介）の配布 ・視聴覚資料（広報映画・ビデオ（現代日本の素顔を紹介する「ジャパン・ビデオ・トピックス」（毎月制作）等）を各国語版にて制作し、現地TV局にも提供。 <p>2. ホームページ</p> <p>JIN (Japan Information Network) ホームページにて我が国の一般事情を紹介。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Virtual Museum（伝統文化紹介） ・Japan Atlas（各地方の特色を紹介） <p>外務省英語版ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「Visiting Japan Links」（日本入国についての実用ガイドリンク集） <p>3. 政府広報ビデオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋諸国向け政府広報ビデオ（東京への観光誘致を内容とする）を制作 <p>また、本年度はワールドカップ・サッカー大会の開催に際して、在外公館においても、W杯開催地紹介パンフレットを頒布する等、本邦への観光客誘致及び情報提供に努めた。</p>		<p>海外における広報活動を担う在外公館と日本国内の観光関連機関（国際観光振興会（JNTO）、地方自治体等）との協力をいっそう推進し、海外における我が国についてのPR活動を効果的に取り進める。</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋諸国向け政府広報番組（東京への観光誘致を内容とする）の放映 ・日本を紹介する教育広報用資料集の作成（CD-ROM等） ・「Tokyo Past and Present」（東京の魅力を多面的に紹介した観光誘致関連コンテンツ）
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(6) グローバル戦略 (グローバルに開かれた市場の構築) 関係府省は、FTAなど経済連携を推進・強化することとし、これに必要な課題の克服に取り組む。</p>	<p>外務省</p>	<p>・日・シンガポール新時代経済連携協定については、関連政省令の整備等所要の手続を経て昨年11月末に発効。</p>	<p>・日・シンガポール新時代経済連携協定に定められた貿易、投資、サービス等の分野における自由化、円滑化等の措置が実施されている。</p>	<p>・日・シンガポール新時代経済連携協定を引き続き着実に実施すること。</p>	<p>・日・シンガポール新時代経済連携協定については、協定で定められた委員会を順次開催し、二国間の更なる連携強化に努める。</p>
		<p>・ASEANとは、昨年11月に第1回、本年2月に第2回政府間交渉を実施。</p>		<p>・現在進められている各国・地域との交渉・協議を更に進展させること。</p>	<p>・ASEANとの交渉については、本年11月を目標に実質的に交渉を終了するよう最大限の努力を払って進める。</p>
		<p>・韓国とは、産官学からなる日韓FTA共同研究会を設置しており、昨年7月に第1回、同10月に第2回、同12月に第3回、本年2月に第4回会合を開催。</p>			<p>・日韓FTA共同研究会は、早期に成果を得たい(報告書を作成)考え。</p>

・アセアンとは、昨年11月に日ASEAN包括的経済連携構想に関する首脳達の共同宣言が出され、日本とASEAN諸国との間で二国間経済連携を築く取組を進めること、日本とASEAN全体との経済連携を実施するための枠組みを検討、起草する委員会を設置すること等が合意された。

・タイとは、昨年9月に第1回、同11月に第2回、本年1月に第3回作業部会を開催。

・フィリピンとは、昨年9月に第1回、同11月に第2回作業部会を開催し、同12月の日フィリピン首脳会談後には両国の経済連携に関する共同声明を发出。本年2月に第3回作業部会を開催。

・マレーシアとは、マハティール首相よりの提案を受け、近く事務レベルでの作業部会を設置し、協議に入ることで一致している。

・ASEAN全体との取組については、本年3月、ASEAN全体との経済連携を実現するための枠組みを検討、起草する委員会の第1回会合を開催。

・豪州とは、昨年5月の日豪首脳会談において、両国のより深い経済的なつながりのためあらゆる選択肢を探求する協議の開始に合意し、昨年9月に第1回、同11月に第2回、本年3月に第3回課長級会合を開催(予定稿)。

・日アセアン間で、FTAの要素を含む連携実現に向けた措置の実施を、10年以内のできるだけ早期に完了するよう関係諸国と連携して取り組む。

・アセアン諸国との二国間経済連携の確立に向け、スピード感をもって取り組む。

・アセアン全体とは、委員会で枠組みを検討・起草し、本年の首脳会議に提出する予定。

・日豪経済協議については、これまでの課長級会合を踏まえ、本年6月を目途に次官級会合を開催し、首脳に報告すべき今後の方針に合意するよう努力する。

<p>(6) グローバル戦略 関係府省は、各種障壁を撤廃し、制度の共通化・統一化を進めた「東アジア自由ビジネス圏」の創設に向け、平成14年度から環境整備を行う。 (APECビジネス・トラベル・カード(ABTC)の実施)</p>	<p>外務省</p>	<p>平成15年度の開始を目的としているところ、実施のための省令及び告示を作成中である。なお、1月から2月の間パブリック・コメントを行った。</p>		<p>省令・告示案の最終的な作業を行なう。また、申請のための説明会を行う。</p>	<p>①省令・告示の作成及び広報。 ②制度を実施し、ABTCを交付する。また、外国人のABTC所持者の円滑・適正な受入を行う。 ③制度の問題点等があれば改善しつつ、制度の安定的な実施を継続する。</p>
<p>グローバルに開かれた市場の構築 ・関係府省は協力して、平成14年度世界で活躍する日本製品や日本人、個性のある日本の自然環境や文化をアピールするグローバル戦略を構築する。在外公館の活用や国際PR、わかりやすい標識や情報拠点の整備等を推進する。</p>	<p>外務省</p>	<p>当省としては国際社会の中で、良好かつ深い対日認識を醸成することを目的として、広く外国に対して日本の事情を紹介している。その具体的手段は以下のとおり。 1. 在外公館において、講演、スピーチ活動、TVラジオ出演、シンポジウム・セミナーの開催、ホームページの開設等各種広報活動を行っている。更に、世界30カ国に広報文化センターを設置し、国際PR活動の拠点として運営している。 2. 外国の対日政策の企画立案に関与し得る有識者・政府関係者、外国のTVチーム(日本紹介番組の作成)、報道関係者を日本に招待し、日本の実状を紹介している。また、我が国の様々な分野における専門家や学者などを派遣し、講演会等を実施することにより、我が国の実状を紹介している。 3. 個性のある日本の自然環境をはじめとする様々な特集を持つ「にっぽにあ」を含め、多種にわたる印刷物、ビデオの広報資料を配付している。 4. 情報発信の拠点として、日本の社会、経済、文化、歴史等の一般事情を包括的に紹介する英語版ホームページ、外務省ホームページを開設している。 5. 国際放送を利用し、アジア太平洋諸国向け政府広報番組の放映を行っている。</p>	<p>例えば、平成14年には日韓でのワールドカップサッカー大会の共催もあり、我が国の対韓国広報活動は大きな成果を上げ、各種世論調査結果にも反映されているとおり、韓国において対日親近感を抱く層の拡充につながった。</p>	<p>海外において日本の一般事情を紹介する広報活動の展開に当たっては、「観光誘致」とのタイアップを念頭に置くこととする。これは、外国における我が国への関心の増大を、我が国への観光客増加に結びつけ、国内産業活性化の起爆剤とすることを企図したものである。</p>	<p>これまでの広報事業に加え、今後以下の具体的活動を行う予定。 ①第156回国会会期末 ・海外における情報発信の拡充のため、広報文化センター(現在30ヶ所)の増設(平成15年度において4カ所予定) ・アジア太平洋諸国向け政府広報ビデオ(東京への観光誘致を内容)を放映する予定 ②平成15年末 ・外務省ホームページ及びJapan Information Network(JINホームページ)のコンテンツの拡充、在外公館ホームページの増設(平成15年度において10公館予定)。</p>

<p>関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。</p>	<p>外務省</p>	<p>平成15年2月に東京でWTOの非公式閣僚会合を主催。</p>	<p>国際的ルール作りに関わるWTO新ラウンド交渉の進展に貢献。</p>		<p>・今後とも、更なる貿易の自由化とWTOルールの強化、投資・競争等の新しい分野の規律作りを目指して、WTOにおける議論を進めていく。特に、新ラウンド交渉をうまく進めるためには、途上国を取り込むことが必要不可欠であり、今後とも、技術協力に取り組んでいく。</p> <p>また、各種閣僚会合に参加して、閣僚間の率直な意見交換を図ることで、我が国利益の実現を図る。</p> <p>・投資、競争に関しては来年9月の第5回閣僚会議においてルールの策定の交渉を開始することを目指して、今後とも議論を進めていく。知的財産権、電子商取引については上記の場における議論に今後も積極的に参画。</p>
--------------------------------------------------------------------------	------------	-----------------------------------	--------------------------------------	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------